

令和7年度 江南市立西部中学校 いじめ防止基本方針(概要版)

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は「いじめはどの学校でも起こりうるもの」ととらえ、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるとの考えから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さず、小さな芽のうちに早期対応、適切な指導を心がけるとともに、学校全体で組織的に対応していきます。

いじめとは・・・

「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。＊「一定の関係」には、通っている塾やクラブの仲間なども含まれ、学校の内外を問わない

いじめ防止等に関する具体的な取組

【いじめの未然防止の取組】

- 生徒同士、生徒と教師の関わりを大切にし、互いに認め合い、良好な信頼関係の中で共に成長していく学級づくりを進めます。
- 構成的エンカウンターなどを積極的に取り入れ、コミュニケーション能力、問題解決能力の向上に取り組みます。
- 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- 道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- 情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深めさせます。
- 生徒の成長に気付き、生徒のよさを認め合う指導を心がけます。
- 日頃から「人権の大切さ」を考えさせます。また、12月の「人権週間」では、集会や視聴覚教材を活用し、人権について考える場としていきます。

【いじめの早期発見の取組】

- いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（年2回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えていきます。
- 生活ノート「尾張野」を活用して、生徒の思いや悩みの把握に努めます。
- 生徒間のトラブルを早期に発見し、適切な対応を心がけます。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員に加え、「あんしんコール」や少年センター、スクールソーシャルワーカーなど外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整えます。

【いじめに対する措置】

- いじめを発見したり、通報を受けたりしたら、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議します。
- 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得るとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組みます。
- いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- 被害生徒及び加害生徒について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりするなど、いじめが解消しているか継続して観察します。

重大事態への対応

- 重大事態とは・・・
 - ・ いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



- 速やかに市及び教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題対策委員会」を主体として、事案に応じて専門家や教育委員会と連携して対応します。
- 調査結果を被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

西部中学校いじめ・不登校対策委員会 (いじめ防止等の対策のための組織)

- 全教職員・心の教室相談員・スクールカウンセラーで構成します。
- 原則として各学期に1回開催するとともに、問題発生時は必要に応じて招集します。
- 学校評価アンケートよりいじめ防止対策の改善策を検討します。
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行います。
- いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信します。
- いじめ事案への対応をします。
 - ・ 問題解消に向けた指導・支援体制を組織
 - ・ 生徒の様子の見守り、継続的な指導・支援
- いじめ対策、対応について職員研修の充実を図り、職員が共通認識のもとで適切な対応ができるよう指導力の向上を目指します。